

政令第二百七十七号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十三号）の一部の施行に伴い、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第三十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令（平成十三年政令第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の表第六十九条第一項の項中「第六十九条第一項」を「第六十八条の二」に、「（第五十五条第一項）を「端末機器（第五十五条第一項）に改め、「除く」の下に「。以下「適合表示端末機器」という」を加え、「であつて」を「端末機器であつて」に、「場合及び」を「場合並びに」に改め、「以外のもの」の下に「（以下「適合表示端末機器」という。）」を加える。

附 則

この政令は、電気通信事業法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年九月一日）から施行する。

理由

電気通信事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるからである。